



山形県公報

令和2年8月26日(水)

号 外 (25)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第618号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和2年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類(通称名 α -PiHP、 α -PHiP)
- (2) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類(通称名 Furanylethylfentanyl、FUEF)
- (3) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類(通称名 BOD、 β -METHOXY-2CD)
- (4) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類(通称名 Isobutyrylfentanyl)
- (5) [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類(通称名 CHM-081)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和2年8月27日

令和2年8月26日印刷
令和2年8月26日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県